

令和 6 年度 石垣市観光審議会

第 3 回

日時：令和 7 年 1 月 27 日（月）14:00-16:00

場所：石垣市役所 会議室

会 次 第

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 宿泊税導入に向けた検討の進め方について【資料 1、参考資料 1～2】
質疑
 - (2) 答申書について【資料 2】
 - ・ 1 宿泊税に係る制度詳細
 - ・ 2 留意事項及び提言事項
 - (1) 使途について
 - (2) ガバナンスについて
 - (3) 導入およびその後の展開について質疑
- 3 事務連絡
- 4 閉会

配布資料

次第（本紙）

審議委員会名簿

資料 1 宿泊税導入に向けた検討の進め方について

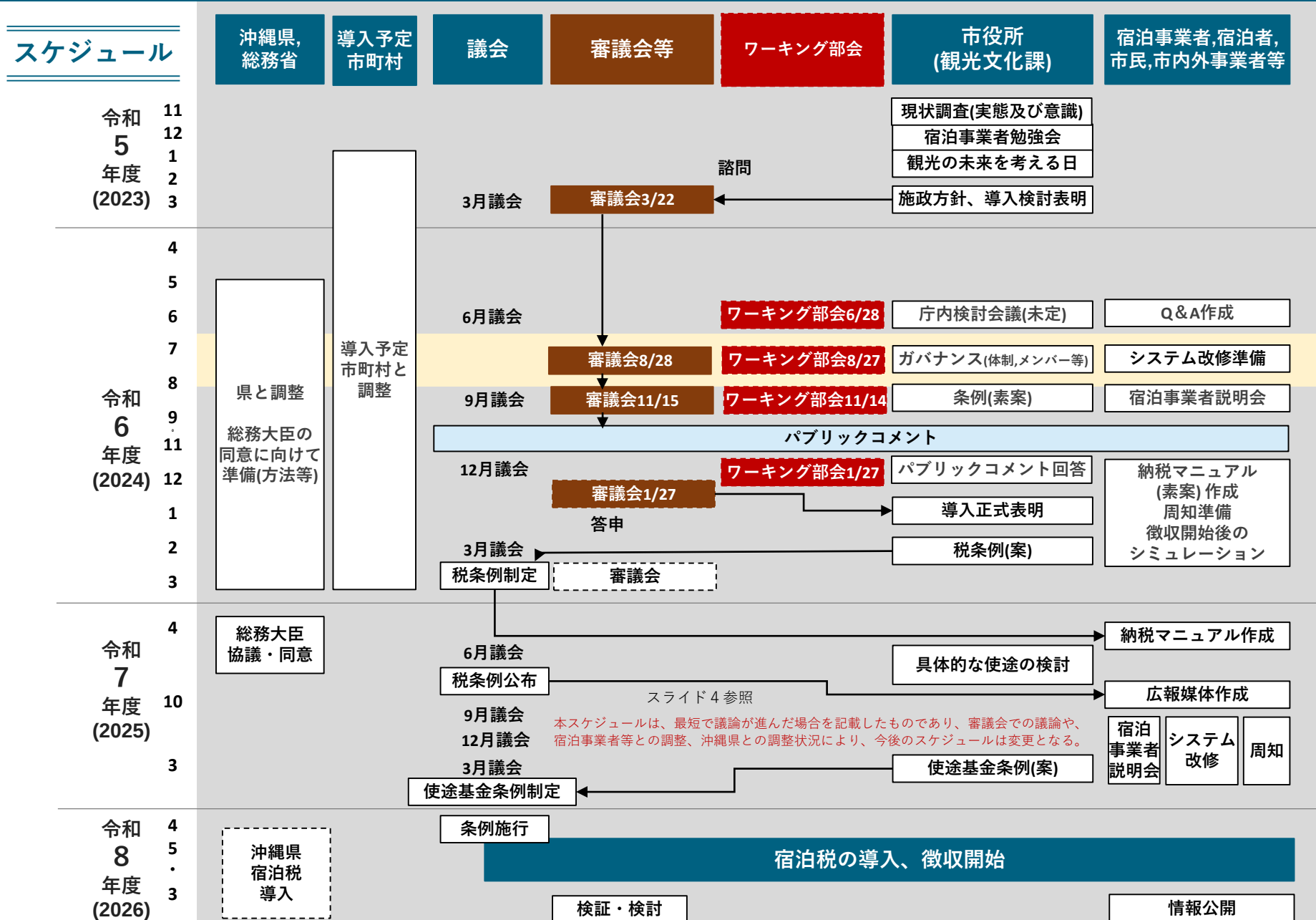
資料 2 石垣市における宿泊税の導入について答申書（案）

参考資料 1 石垣市の宿泊税について〔パブリックコメント用資料〕

宿泊税導入に向けた検討の進め方

- 1 宿泊税導入に向けた検討スケジュール p.2
- 2 令和 6 年度のスケジュール p.3
- 3 令和 7 年度のスケジュール p.4
- 4 石垣市観光審議会 議事概要 pp.5-7
- 5 石垣市宿泊税ワーキング部会 議事概要 p.8

1 宿泊税導入に向けた検討スケジュール

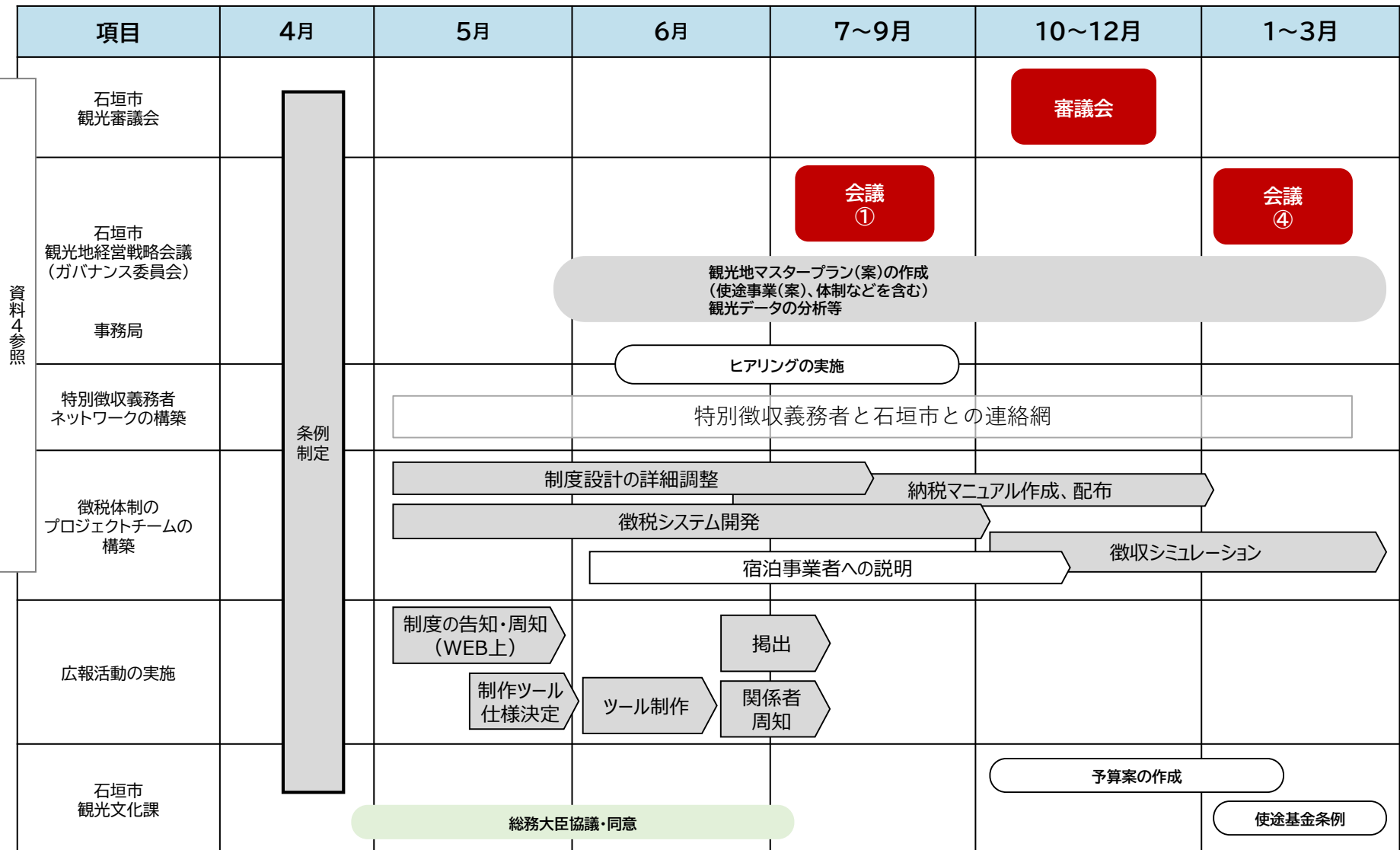


2 令和6年度（今年度）のスケジュール

項目	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
沖縄県		先行導入団体の 実態調査			沖縄県観光目的税 検討委員会(計3回)			沖縄県法定 外目的税制度 協議会(計2回)	パブリック コメント	条例(案) 議会提出	
					制度設計(案)取りまとめ			条例(案)取りまとめ			
					総務省 事前調整(随時)			※以降の詳細については未把握		総務大臣協議	
石垣市 観光開発 審議会				審議会① 8/28			審議会② 11/15		審議会③ 1/27	市長へ 答申	条例(案) 議会提出
				観光の方向性、 税の必要性、 目的			使途と 運用、 条例		答申内容の確認、 宿泊税の概要確認		
石垣市 宿泊税 ワーキング 部会		WG① 6/28		WG② 8/27			WG③ 11/14		WG④ 1/27		
(1)宿泊税制度に 関する事項		-宿泊税の必要性 -これまでの意見 -制度設計の項目		-使途:他地域の 事例 -これまでの 意見			-制度設計(案) ※方針等				
(2)宿泊税の使途に 関する事項		-使途:他地域の事例 -これまでの意見					-使途:条例の内容 -運用・ガバナンス				
(3)宿泊税の導入に 関する必要な事項		-Q&Aの構成 -導入に向けて現場 の声ヒアリング		-Q&A(構成案) の提示					-宿泊税の概要 -Q&Aの提示		
								※具体的な事業について は次年度も検討期間あり			
石垣市 観光文化課				導入地域視察 倶知安・ニセコ					パブリック コメント	宿泊事業者説明会開催2/12	
										総務大臣協議	

3 令和7年度（次年度）のスケジュール

スケジュール



石垣市観光審議会 [R6②(宿泊税③)]

2024年11月15日(金) 14:00-16:00

石垣市健康福祉センター 研修室

議題

- (1) 宿泊税導入に向けた検討の進め方について
- (2) 宿泊税の制度設計と用途について
 - ・ 石垣市の観光の方向性
 - ・ 宿泊税の制度設計 (案)
 - ・ 用途事業の方向性とガバナンス (案)

説明資料

- 1 宿泊税導入に向けた検討の進め方について
 - 2 石垣市の観光の方向性
 - 3 宿泊税の制度設計 (案)
 - 4 用途事業の方向性とガバナンス (案)
- 参考1 石垣市宿泊税条例 (案)
- 参考2 石垣市宿泊税基金条例 (案)

■他地区の制度設計および用途等について

- ✓ 大阪府では増額を決定し、京都市においても税率の変更にに向けて検討している。また、長野県、北海道などは議会に条例案を上程しようとする状況にある。
- ✓ 沖縄県内では、5市町村（が課税自主権を用いて導入に向けて表明して動いており、また沖縄県の動きが顕著なったことに伴い、那覇市も宿泊税について情報収取をし始めたと聞いている。
- ✓ 2026年春以降に県外も含めて宿泊税導入が進む状況にある。
- ✓ そうした状況下において、石垣市が独自課税をして観光の競争力を高めて行くことに転換していくことが重要。宮古島市も同様に宿泊税を徴収する。
- ✓ 以前は、石垣島は、県内でのシェアは宮古島のダブルスコアであったが、今は7-8割まで差が縮まっている。
- ✓ 地域の強化に賢く使っていくことが重要。そうでないと5年、10年経ったときにポジションが変わってしまうことがある。
- ✓ 得た財源をどのように使うのか。観光地域づくりの体制としてどう展開していくのか。
- ✓ 宿泊施設だけでなく、地域そのもの、景観、農業、漁業などを使ってどう強化するのか。
- ✓ 知恵の出どころや関係者の連携が5年後、10年後の競争力を決めていくのではないのか。そこを議論していければよいのでは。
- ✓ 新しいことなので、全ての答えを持っているわけではない。問題点を出し、共有し、どう解決していくかなど、財源の活用以外もあわせて考えていかないとけない。

■制度設計について

(報償費)

- ✓ 課税自主権は自治体にあるので、報奨金の率の決定権も自治体にある。先行例では、このくらいの率である。
- ✓ クレジットカードで精算した場合、精算額の2.5-3.0%の手数料が発生する。現在の報奨金の水準では、徴収義務者に係る手間賃の割り当てがなくなってしまう。5.0%ほどを設定いただかないと事務に充てることができない。
- ✓ 定額の場合、宿泊税だけを現地で徴収。クレジットで支払っているところは少ない。定率の場合は、窓口での徴収は難しい。直販以外は販売時にオントップしてしまう。
- ✓ 特別徴収義務者に対して、報奨金とは別に初期段階のトラベルを少なくするためにシステム整備や啓蒙資料などに対する経費を設けることは考えられる。
- ✓ 長崎市は、システム整備に転換して申請ベースで補助金を出している。ただし、執行率はそれほど高くなかったと聞いている。
- ✓ 定率制の場合、沖縄県全体で過大な負担なしで導入できるものを考える必要がある。

4 石垣市観光審議会 議事概要 《11月15日》

■制度設計について

(OTAの利用の場合)

- ✓ OTA手数料に消費税が乗っている。宿泊税が導入されるとそこにも手数料が乗ってくる。定率制を選択した以上は、沖縄県はOTA等と整理をしていく必要がある。

(ダイナミックパッケージ)

- ✓ 海外では宿泊税は定率制が一般的であり、宿泊税を流通に載せている。沖縄県の判断もあるが、定率制を選択した以上、チェックアウト時に精算ではなく、流通段階で乗せていく必要がある。
- ✓ 分解して宿泊料金はいくらかというのは海外では出てこない。
- ✓ 倶知安町の場合は、ダイナミックパッケージを使用した場合、現地窓口で宿泊税を支払ったことはない。税額については「税額表示は要らない」となっている。
- ✓ 卸価格と小売価格が異なることがある。旅行会社に部屋で卸してそれを旅行会社が最終的にいくらで販売しているかは宿泊施設側では分からないので、税額を表示しようもない。
- ✓ OTA手数料が掛かってしまうのが大変。一番高いところは18%ほど。
- ✓ 海外のOTAは、オプションとして宿泊税を持っているが、国内ではオンになっていない。沖縄県が定率制で宿泊税を入れた場合、追従せざるを得ない。
- ✓ 流通の段階でしっかり決めておくことが重要。

■今後の観光の方向性、宿泊税の使途について

- ✓ 税を使って、観光を将来的に良くしていく、持続可能にしていくことが重要。
- ✓ 道路を作っていくではなく、「良さを守る」「価値を残す」ことにきっちり使っていく必要がある。
- ✓ この機会に、ある程度大きな目標や、基本的な考え方、こういう使い方かなり明確にしたほうがよい。
- ✓ 竹富町は入域税を検討している。観光客のためもの（例：仮設トイレなど）にこれだけ必要だから、と積み上げ型で議論してきた。
- ✓ 宿泊税の議論は、必ずしも積み上げ型の議論ではないので、お金があると、あれもやろうとなってしまう恐れもある。
- ✓ 環境分野では、一度に入れる許容量も考慮する必要がある。海に一度に多くの人を誘致しようとサンゴが壊れる可能性もあるので、これくらいの制限をしましょう。その分、別のフィールドに分散させる仕組みをつくりましょうなど、価値をなくさない方向に使うことが重要。その意味で、観光地経営戦略会議は重要。

- ✓ 県内の別の地域で、新たに宿泊施設を開業した方にその理由を聞いた。沖縄には海などいろいろな資源あるが、サトウキビ畑などのどかな農地に魅力を感じている観光客もいるからということであった。農業が観光に携わることができる整備、例えば、パイン畑やさとうきび畑に入って写真を撮るなど、そのような環境整備を含めてどのような観光ができるかを検討していきたい。
- ✓ ファーマーズマーケットでは、パイン、マンゴー、果汁が人気であり、どう連携できるか。
- ✓ 観光は観光事業者だけでは成り立たない。地域一体として考えておく必要がある。
- ✓ 魅力の発信においては、豊年祭など、また本土の方が知らない部分ある。
- ✓ 市場も離島ターミナルも賑わっており、海外の方もいる中で、どう使っていくのか勉強していきたい。
- ✓ 短期的な使い方、長期的な使い方を明確にする。
- ✓ 観光計画にも書かれている、次の世代、20年後、30年後、石垣市の観光をどうしていきたいのかを明確にして、将来が見えるよう軌道修正して意思統一していくことが必要。
- ✓ 宿泊税を運用して、活用する組織づくりが必要になってくる。宿泊税収を将来に向けてきちんと運用できる組織づくり、体制づくりが重要。
- ✓ 大事なものは、石垣市民、住民が重要。
- ✓ 石垣市の一人当たりのゴミの量は、沖縄県で一番多いと言われている。
- ✓ 観光事業者が解決にどう携わって行けるのか。観光を絡めた解決。
- ✓ ゴミ焼却施設がお金を生み出す観光施設になった場合、焼却炉を見に来て楽しむ。石垣市民も快適にゴミを出すことができる。観光客がそこを来るようになるのであれば、そこに宿泊税の一部を充当してもよいのでは。
- ✓ 食品残渣については、そのままゴミとして出すのではなく再生する土に還すシステム、土の購入費にあててはどうか。その窓口に観光交流協会がなり、申請補助のサポートをするという役割を果たせるのでは。
- ✓ 縦割りのものをクロスで解決できるものを考えていければ、観光客だけでなく、地域住民も観光地に住んで、観光地になっていることに嬉しく思っていただけなのは。そのような工夫をしていければと思う。

4 石垣市観光審議会 議事概要 《11月15日》

■今後の観光の方向性、宿泊税の使途について（続き）

- ✓ オーバーツーリズムは石垣市においても重要な問題である。
- ✓ これから更に観光客を呼ぶということになれば、レンタカーも増えるだろう。安全安心な観光地でなくなることにつながるおそれもある。
- ✓ 誰でも来てくださいではない。しっかり石垣市（地元）にお金を落としてくれるお客様を見て行かないといけない。ゴミだけを落としていく観光客もある（例：クルーズ船）。
- ✓ 交通量は増えている。道路が増えているわけでもなく、増やす必要もない。石垣市のキャパシティも決まっている。市民が安全安心に暮らせる、観光客が安全安心に楽しめるようにしておくことが重要。
- ✓ クルーズ船。そこに入島税を徴収できないか。平等に取ったほうがオーバーツーリズムの抑制にもなるので、検討してもらう。
- ✓ クルーズ船の観光客は、バスに乗る仕組みとなっている。
- ✓ 石垣市のタクシーは273台、レンタカーは4000台、夏季には更に増える。大型バスは100台ほど。これらが同時に動けるキャパシティはない。
- ✓ 川平湾については、通常ルートで来ている観光客は、クルーズ船客が訪問する時間帯と重なってしまうと嫌気を差すのではないかとと思われる。
- ✓ 沖縄本島では宿泊税について何年も議論してきたのに対して、石垣市は、そうでない中で、スムーズに宿泊税を導入するためには、誰に対して響く使途であるかが重要。観光客、住民、事業者の中のホテルでないか。
- ✓ 何をするとホテルだけでなく、皆なWin-Winになるのか。食ではないか。
- ✓ 地元の産品を使ってホテルで提供するとき、そこに何らかの補助を充てる原資として使用するのはいか。
- ✓ それが美味しいとなれば、市場などに買いに行く、など大きな流れを作っていくことが重要。（お肉クーポン券、お刺身クーポン券など）
- ✓ 観光客が宿泊税が使われているのと言ったときに、例えば、このパインですなど。
- ✓ ホテルの方に気持ちよく協力してもらう、ホテルのプラスになり、それがお客様のへのサービス向上になる仕組みとなっていると、導入しやすいのではないか。
- ✓ 漂着ごみ問題対策もしているが、イタチごっこ。海底は、漁場でありダイビングスポットでもあるので、海底ゴミ対策などにも対応できれば。
- ✓ 事業者とマリトレジャー間でのトラブル、事故が起きないように、そうした対策も必要。
- ✓ そもそもサンゴがなくなっていることが問題。40年間のモニタリングで9割が失われている。観光に来ても見せられるものがなくなってしまうことが起こり得る。根本的には資源を守ることに使っていく。
- ✓ 道を作って人が回れるようにすればよいことではなく、キャパシティがあり、その中で一番お金を生み出せるようにする、ルールをつくることに力を入れていく必要がある。
- ✓ 観光の負荷を下げましようという話もあるが、観光と環境と一次産業をどう組わせて、ライフスタイル、住まい方を見せるかである。
- ✓ 住民の方が住みたい、住み続けたい。住民の方にそう思ってもらう。
- ✓ 観光で成功すると、物価や家賃が上がる。人数が多いと言うより、物価が上がることで住みにくくなるところが反発になる。そこを予め考えておく必要がある。
- ✓ カナダのウィスラーでは、観光業で10年間働くと安く住宅が購入できる。ホテル、ディベロッパーさんが安い住宅を造っている。
- ✓ 海が見えるところや低層階は高く売れない。低層階を安い分譲住宅として切り出してもらうことを条件に開発許可を出す。観光業で働いたからこそ、石垣で安く自分の住宅を変える（ただし、売買の制限は掛かる）。
- ✓ 倶知安町では、住民割を始める。住民に関しては安いリフト券を販売。飲食店も住民カードを出すことで割引を受けられる（すべてが宿泊税が原資ではなく、民間のお金も含む）。
- ✓ 地元の方が、地元に住んでいることで観光客が高いお金を支払わないといけない体験を安く体験できるメリットをつくるなど。
- ✓ 石垣の最大の課題は人手不足なので、人に住んでもらうためにどうするかが重要。
- ✓ 宿泊税は増やすことができる。まずこれをしないとといった事業をした上で、税収上乘せ分が生まれれば、優先度の低い事業にも充当できる。下振れのリスクもあるが、頑張って税収増となれば、オプション事業もできる。
- ✓ 短期、中期の中で、中長期的にどう石垣の競争力を高めていくのか。石垣が強くなれば自ずと税収も増え、出来ることも増えてくる。
- ✓ 専門の人材を地域で育てて欲しい。どうやったら石垣の観光が良くなるか。石垣で何が起きていて、どんなプレイヤーがいるのかを把握した上で、石垣ではこうやったほうが良いと、立案して実行していくような、中に入って専従で考える人を育てることが重要。
- ✓ 宿泊税があることで初めて雇用できる。農協さんや商工会さんと異なり、観光協会は制度がないところで存在していた。石垣に根を下ろして展望してくれる人を育てていくと、強い幹が出来てくる。

石垣市宿泊税ワーキング部会 [R6③(宿泊税③)]

2024年11月14日(木) 14:00-16:00
石垣市健康福祉センター 研修室

議題

- (1) 宿泊税導入に向けた検討の進め方について
- (2) 宿泊税の制度設計と使途について
 - ・ 石垣市の観光の方向性
 - ・ 宿泊税の制度設計（案）
 - ・ 使途事業の方向性とガバナンス（案）

説明資料

- 1 宿泊税導入に向けた検討の進め方について
 - 2 石垣市の観光の方向性
 - 3 宿泊税の制度設計（案）
 - 4 使途事業の方向性とガバナンス（案）
- 参考1 石垣市宿泊税条例（案）
参考2 石垣市宿泊税基金条例（案）

■制度設計（案）について

【課税標準】

- ✓ 石垣市には、一棟貸しの施設もある。海外OTAでは客室単位で販売もあるので、流通の関係からも一棟貸し、客室は残しておいたほうが良い。仮に条文がない場合は、宿泊者の把握が大変になる。
- ✓ 借地借家法に基づく賃貸契約（定期借家）での提供と旅館業法での提供の両方を提供している施設での課税標準の確認。

【算出方法】

- ✓ 基礎となる算出方法と納付する宿泊施設側の算出方法が整合が図られるようにすること（食事込みの料金の場合や端数処理の方法など）。
- ✓ 申告した内容が正しいか、不平等が発生しないようにする必要がある。

【課税免除】

- ✓ 海外の修学旅行生は課税免除にする必要はないのではないか。日本人は海外に修学旅行に行った先では支払っているものと思われる。
- ✓ コロナ禍にあった、生徒が自主的に行く修学旅行は課税免除になるのか。
- ✓ 台風により延泊する宿泊者の扱いや大きな災害後のボランティアで来島する宿泊者の扱い。

【報償費】 【システム整備に係る経費】

- ✓ 特別徴取義務者の経費負担について、特別税徴義務者の持ち出しにならないように配慮してほしい。
- ✓ 宿泊税の徴収に係るクレジット手数料分を負担するのは誰か。想定の報償費では手間賃にもならない。

■ガバナンス（案）について

- ✓ 使途を見極める必要あり。新規の事業について、誰がチェックを入れるのか。名目を観光とすると広いので、抜け道をチェックするチームが必要。
- ✓ 宿泊税のネーミングライツ。

令和 7 年 1 月 3 0 日

石垣市長 中山義隆 様

石垣市における宿泊税の導入について

答申書（案）

石垣市観光審議会

石垣市長から「宿泊税の導入」について検討するよう諮問を受けたことにより、石垣市観光審議会にて、観光振興に係る現状・課題を踏まえた宿泊税のあり方などについて議論し、具体的な検討を行った。その結果、全 4 回の会議を経て一定の方向性をまとめたことから、以下のとおり報告する。

1 宿泊税に係る制度詳細

(1) 導入目的

八重山諸島の玄関口である石垣島の優れた自然・文化的価値を高めるとともに、石垣市民と観光客が共に生きる、持続可能でより良い地域社会形成に向けた観光の振興を図る。

(2) 課税客体

ア 旅館業法第 2 条第 2 項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第 3 項に規定する簡易宿所営業

イ 住宅宿泊事業法第 2 条第 3 項に規定する住宅宿泊事業に係る施設における宿泊

(3) 納税義務者

石垣市内の宿泊施設における宿泊者

(4) 徴収方法

宿泊施設の経営者、その他宿泊税の徴収において便宜を有する者による特別徴収

(5) 課税標準

1 人 1 泊当たりの宿泊料金

(6) 課税免除

ア 学校教育法第 1 条に規定する学校が実施する修学旅行に参加しているもの又はこれらの者を引率する者

イ 学校に相当する外国の教育施設等が石垣市に所在する学校の学生等と交流を行うことを目的に実施する旅行に参加しているもの又はこれらの者を引率する者

(7) 税率

定率 1.2%(ただし、税額 1,200 円を上限とする)

※沖縄県が併せて宿泊税を課す場合、県税:定率 0.8%(ただし、税額 800 円を上限とする。)

県税、市税を併せると、定率 2.0%(ただし、税額 2,000 円を上限とする。)

(8) 使途事業

ア 石垣島を拠点とする、観光客の滞在価値向上に資する取組み

イ 住民と観光客が石垣島の暮らしを共に守り育む取組み

ウ 石垣島の観光を支える人々の働く魅力の向上に資する取組み

エ 税の啓発徴収に係る経費等

(9) 市と県の税配分

市 3、県 2 とすること。

2 留意事項及び提言事項

前項で示した制度詳細等のほか、今後の石垣市における法定外目的税制度の導入施行に係る検討の際並びに制度導入後に留意することが必要な事項について、付記する。

(1) 使途について

- ・ 観光立市宣言および観光基本計画で示す石垣観光の方向性に沿った事業に充当すること
- ・ 観光魅力の源泉である石垣島の住民の暮らしや環境が有する価値を守り、向上させる事業の実施を検討すること
- ・ 中長期的な石垣市の観光の未来や競争力強化を見据えた上で、短期、中長期で取り組む事業を検討すること
- ・ 納税者に還元する事業、納税者の石垣島への貢献意識向上につながる事業の実施を検討すること
- ・ 八重山観光の滞在拠点として役割を果たすための事業の実施を検討すること
- ・ 観光の重要性を市民や他産業従事者に伝えるとともに、関係を強化する事業の実施を検討すること
- ・ 観光従事者をはじめ市民が観光地に住んでいることの恩恵を感じられる事業を検討すること
- ・ 使途事業は、データ等に基づいて立案し、実施後には評価検証を行うこと

(2) ガバナンスについて

- ・ 宿泊税を充当して実施する事業の詳細は、観光関連団体、有識者等で構成する「石垣市観光地経営戦略会議」（仮称）で検討することとし、石垣市観光交流協会および地域連携 DMO である八重山ビズターズビューローが一定の役割を担うこと
- ・ 特別徴収義務者である宿泊施設の意見を踏まえて宿泊税の運用を行うこと
- ・ 使途を明確化するために、新たな財源の受け皿となる基金を創設し、効果の見込まれる事業に充当すること
- ・ 税収の一部を毎年積み上げ、有事や自然災害等の緊急事態が発生した場合に、迅速に支出できるようにすること
- ・ 財源を活用した事業の内容と金額については毎年度に公表を行うこと

(3) 導入およびその後の展開について

- ・ 観光振興による好循環を形成するために、財源、計画、組織が連動した展開を引き続き検討すること
- ・ 石垣市の観光を展望し立案、実行する、宿泊税を専任で扱う人材の確保育成のための事業の実施を検討すること
- ・ 定率制での宿泊税の増収による展開も見越した事業の実施を検討すること
- ・ 県内で宿泊を行う離島住民の課税免除については、離島住民の観光への理解と協力を得るため、引き続き研究すること
- ・ 公平な負担の観点から、宿泊を伴わない観光客（クルーズ船乗船客）からも応分の負担を徴収する仕組みを引き続き研究すること
- ・ 税の導入に係るシステム改修費等、制度の導入に係る特別徴収義務者の経費負担については、特別徴収義務者の持ち出しにならないよう、十分に配慮するとともに、導入後も事務負担や徴収コストへ十分配慮すること
- ・ 税率、上限額、市と県の税配分等の税の制度は、定期的に見直すこと。なお、導入直後は、当初の想定とは異なることも考えられることから、短期間（導入直後は予測されない事態が生じることも考えられるため、概ね3年程度）で見直しを検討すること
- ・ 法定外目的税の趣旨に鑑み適切に税が活用されているか、使途事業を検証する体制を検討すること
- ・ 宿泊税の導入前に、宿泊事業者への説明会を実施すること
- ・ 竹富町が導入を検討している訪問税の動向を引き続き注視すること

付録

1 検討経過

	開催日	議題
第1回	令和6年3月22日（金）	宿泊税についての市の考えと今後の取り組み
第2回	令和6年8月28日（水）	石垣市の今後の観光戦略と財源について ・ 宿泊税導入地域の事例 ・ 石垣市内での宿泊税に関する意見等
第3回	令和6年11月15日（金）	宿泊税の制度設計と使途について ・ 石垣市の観光の方向性 ・ 宿泊税の制度設計（案） ・ 使途事業の方向性とガバナンス（案）
第4回	令和7年1月27日（月）	宿泊税の導入についての答申書案について

2 委員名簿

	氏名	所属	役職	分野
1	高橋 秀明	一般社団法人石垣市観光交流協会	副会長	観光団体
2	赤城 陽子	一般社団法人石垣市観光交流協会宿泊部会	部会長	宿泊
3	久場島 清俊	一般社団法人石垣市観光交流協会 運輸部会	部会長	運輸
4	那良井 功	石垣市商工会	理事	商工
5	町田 隆	JA おきなわ八重山地区本部	本部長	農業
6	伊良部 幸吉	八重山漁業協同組合	専務理事	漁業
7	鈴木 達也	一般社団法人八重山ダイビング協会	会長	マリレジャー
8	大堀 健司	石垣島アウトフィッターユニオン	会長	エコツアー
9	我那覇 宗広	一般社団法人八重山ビジターズビューロー	専務理事	観光団体
10	伊良皆 高司	一般社団法人沖縄県タクシー・ハイヤー協会八重山支部	支部長	運輸
11	大野 等	沖縄県飲食業生活衛生同業組合八重山支部	支部長	飲食
12	山本 以智人	環境省石垣自然保護官事務所	上席自然保護官	環境
13	越智 正樹	琉球大学国際地域創造学部	教授	学識経験者
14	山田 雄一	公益財団法人日本交通公社	理事・観光研究部長	学識経験者
15	嶋田 廉	石垣市役所	部長	市の職員

石垣市での宿泊税導入に向けて

- 1 観光の方向性 p.2
- 2 観光の現状と課題 pp.3-4
- 3 法定外目的税の検討 p.5
- 4 宿泊税制度設計[案] p.6
- 5 宿泊税の使途事業[案] p.7
- 6 ガバナンス[案] p.8
- 7 スケジュール pp.9-10

2025年1月15日
石垣市観光文化課

1 観光の方向性

- ✓ 石垣市は、2007年に観光立市宣言を行い、2022年に策定した第2次石垣市観光基本計画で定めた観光の考え方のもと、将来像の実現に向けて、観光振興に取り組んでいる。

観光のありたい姿

石垣市観光立市宣言

第2次

石垣市観光基本計画

かい きむかい
島ぬ美しや★心美しや

意義

交流人口・関係人口の拡大により地域経済を活性化し、持続可能なまちづくりを実現するとともに、石垣島の八重山観光の拠点としての位置付けをより明確にし、役割を今後も担っていくため、そしてSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組に沿うものとして策定。

考え方

- ・地域が主体となって、自然、文化、歴史、産業、人材など地域のあらゆる資源を活かし、交流を振興した活力あるまちづくりを最終目的に、達成手段として、人を呼び込む
- ・世界が認める優れた自然・文化的価値を有する場
- ・人種や国籍などに拠らないあらゆる人が交流する平和と自由を体現

将来像

持続可能でより良い社会を求めて世界中の人々がつながるまち

～石垣の未来は地球の未来～

観光戦略の領域

基本目標

環境分野

自然と共生し健康で快適な生活のための良好な環境を創る
観光まちづくり

経済分野

市の発展に貢献し
市民生活が豊かになる
観光まちづくり

社会文化分野

誇りと責任ある行動の輪で創る希望に満ちた
観光まちづくり

基本方針

- ①温暖化対策、脱炭素へ向けた取組
- ②都市機能と自然資源、生活環境との共存

- ③消費単価及び域内調達率の向上
- ④新型コロナウイルス禍からの経済回復
- ⑤観光業界の人材不足解消や労働環境の改善

- ⑥観光客と地域の良質な接点づくり
- ⑦SDGs等新たな潮流への対応
- ⑧市民協働による観光まちづくりの推進

2 観光の現状と課題

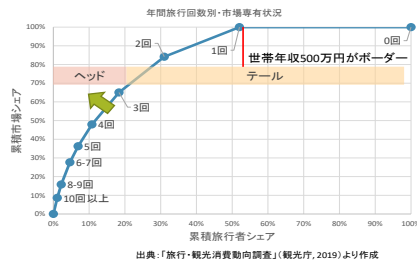
- ✓ 石垣市の入域観光客数は回復基調にあるが、依然として繁閑差がある。
- ✓ 市場の変化、旅行者の経験の深化・高度化、競争環境の変化を意識した継続的な取組が必要である。

観光の現状

観光旅行市場

【国内旅行市場】

- ・ 長期的には縮小傾向
- ・ 旅行市場のシェアの7割は、年3回以上旅行する経験者
- ・ 経験は世代を経るごとに深化・高度化



常に上がり続けるベースライン
新しいチャレンジを
続けないと陳腐化

【国際旅行市場】

- ・ 今後も拡大の見込み

幅広い産業に関連する
観光産業の持続・強化には、
インバウンド需要の
取り込みを

石垣市の入域観光客

【入域観光客数、宿泊者数】

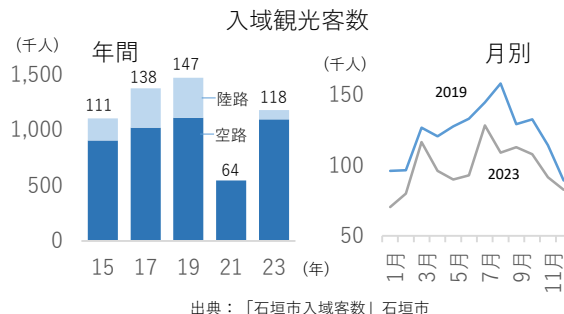
- ・ 入域観光客数*は、118万人[2023年]
- ・ 入域観光客数**に占める宿泊数の割合は89%[2019年] *実数 **日帰り客+延宿泊客数

【月別観光客数】

- ・ 月別観光客数の繁閑差は、6-7万人

【八重山訪問者の石垣島来島、宿泊】

- ・ 95%が石垣島を訪問
- ・ 92%が滞在中に石垣島で宿泊



社会経済環境

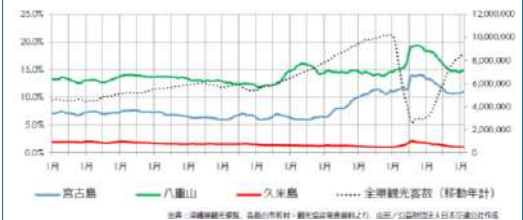
- ・ 価値観 (例: 環境に対する意識等)
- ・ 為替、物価、災禍等

競合地域

【沖縄県内】

- ・ 県全体の観光客数に占める主要3島のシェアは石垣島が上位
- ・ 近年は石垣島のシェアは横ばい、宮古島はシェアを伸ばし、その差は縮小

県内主要3島シェアと県全体の観光客数の推移



【世界のリゾート】

- ・ インバウンド需要獲得において、ハワイ、東南アジアのリゾート(プーケット、バリ島など)は競合

滞在目的となり得る
ライフスタイルのある
地域であること

地域資源・施設だけでなく、
サービスやインフラも含めた
総合的な魅力の向上が重要

2 観光の現状と課題

- ✓ 観光客の来訪は、地域経済、雇用、地場産業を促進する一方で、暮らしへの好ましくない影響もあり。
- ✓ 観光客が石垣島の環境や暮らしそのものに憧れるデスティネーションとなるためには、従事者を含む市民の生活、所得水準を上げていく産業へと、観光産業を成長、高度化させる必要がある。

観光の現状

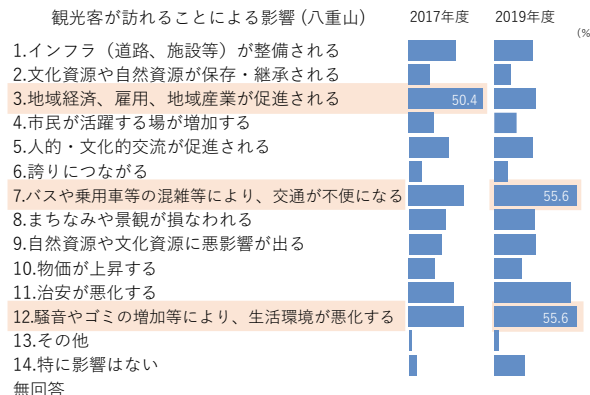
地域の状況

【観光客が訪れることによる影響】

- 八重山では、2017年は「地域経済、雇用、地場産業が促進される」、2019年は「バスや乗用車等の混雑等により、交通が不便になる」「騒音やゴミの増加等により、生活環境が悪化する」が一位。

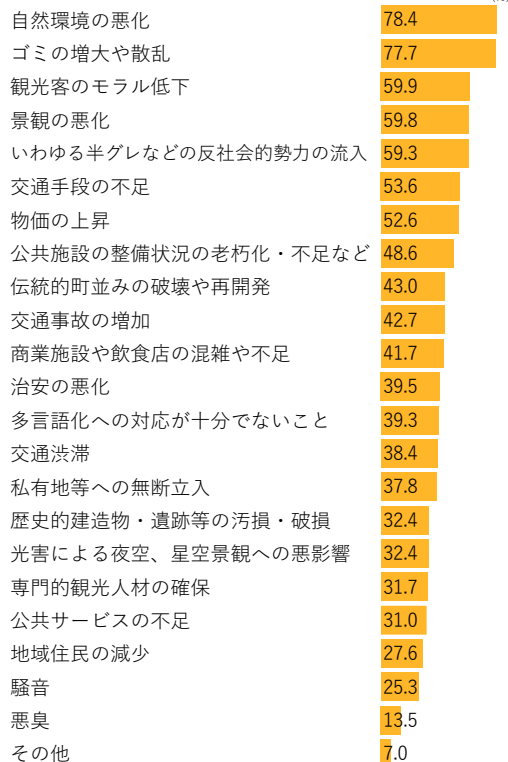
【問題や懸念材料】

- 石垣市が観光地として直面している、今後直面しそうな問題や懸念材料の上位5つは、右グラフ参照。



出典：「沖縄観光に関する県民意識の調査結果」沖縄県文化観光スポーツ部

観光地として直面している、今後直面しそうな問題や懸念材料 (n=860) (%)



出典：「石垣市の観光に対する市民アンケート調査(2023年度)」石垣市

観光の方向性

- ・石垣島ならではのよさ、今のある価値を守った上で、中長期的な方向性を描く。
- ・石垣島の環境や暮らしに憧れる、移住したくなるような環境づくり。
- ・お客様の余暇に従事するために、自分たちの生活水準を上げていく必要あり（所得水準の向上）。
- ・観光は観光事業者だけで成り立たない。地元から信頼される観光へ。

産業政策と絡めた、フェーズをあげた戦略の作成

観光の課題

環境分野 自然と共生し健康で快適な生活のための良好な環境を創る観光まちづくり

→自然、歴史文化の保全継承と適切な利用／移動手段の確保など

経済分野 市の発展に貢献し市民生活が豊かになる観光まちづくり

→観光施設の整備、維持管理／適切なコントロール／閑散期対策／観光インフラの整備(データ等)／各種人材の確保・育成など

社会文化分野 誇りと責任ある行動の輪で創る希望に満ちた観光まちづくり

→観光客の迷惑行為、ゴミのポイ捨て対策／住民と観光の接点など

3 法定外目的税の検討

- ✓ 今後の旅行市場変化に戦略的に対応し、石垣市の将来像を実現するために、持続的な観光財源を確保することが必要である。石垣市の観光特性や沖縄県の動向等から、宿泊税の導入を検討する。

石垣市での検討経緯

- ・石垣市は、コロナ禍以前から自主財源の確保に向けて検討（入域税や環境協力税等）
- ・コロナ禍が空け、沖縄県が宿泊税導入に向けて検討を進める中で、石垣市としても課税自主権をもって宿泊税の導入を検討

観光自主財源の必要性

- ・市場の変化、旅行者の経験の深化・高度化、競争環境の変化を意識した継続的な取組を行い、石垣市の観光の将来像を実現していくうえで、以下の点から観光自主財源の確保が必要
 - ー財源の制約に上乗せする持続的な観光財源を確保するため ※右図参照
 - ー地域財源として独自の域内循環形成と観光課題に対して戦略的に取り組むため

財源確保の方法－税

- ・以下の観点から、財源確保の手法として、税が適当(税以外が適当でない)と考えられる。
 - ー分担金、負担金等については、受益と負担に関する明確な対応関係が必要であるが、観光振興においては様々な形態があることから、受益と負担の関連付けが容易ではない
 - ー寄付金や協力金は、継続的な観光のための財源にはなり難い
 - ー長期的な観光振興のためには、安定的な財源であることが重要

税の種別－なぜ宿泊税か

宿泊と日帰りー行政サービスの受益度合い

- ・宿泊客は日帰り客に比べて長時間滞在
- ・地域の公共サービスやインフラ利用への利用負荷が大きく、維持管理の負担が増えるため、それに応じた負担が必要

石垣市の入域観光客に占める宿泊者の割合

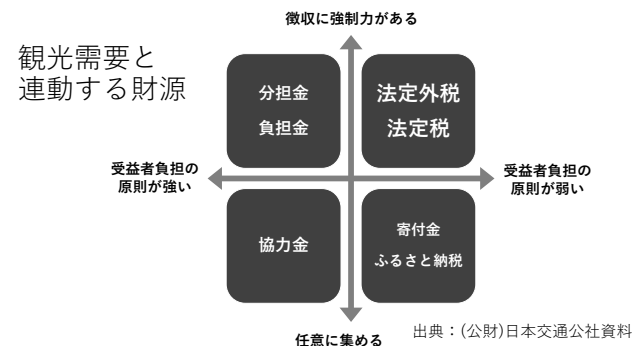
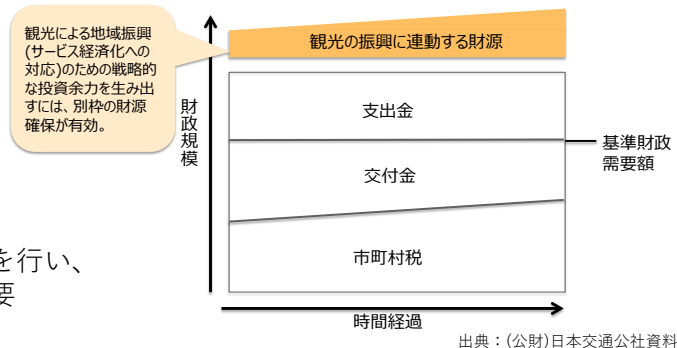
- ・入域観光客数*に占める宿泊数の割合は89% **日帰り客数+延宿泊客数
- ・(参考)八重山訪問者の92%が滞在中に石垣島で宿泊

沖縄県の宿泊税導入に向けた動き

- ・県が導入すると石垣市内でも徴収
- ・その税収は県税として県に納入
- ・市が独自に使える財源を確保するには、市でも導入が必要

徴税に係る技術ー宿泊税の導入状況

- ・国内で既に10地域で宿泊税が導入
- ・導入に係る技術的な問題はないとされる



日帰り客（海路：クルーズ船乗船客）は

- ・日帰り客に課税し徴収するための技術は、現時点では十分に確立されていない状況にあるが、公平な負担の観点から、今後も引き続き検討を行う。

4 宿泊税の制度設計[案]

- ✓ 石垣市としての宿泊税の目的、使途の方針等は、以下の通り。
- ✓ 課税客体以降の項目は、沖縄県の宿泊税の制度設計(案)と調整の上で導入となる。

税の目的

- ・ 八重山諸島の玄関口である石垣島の優れた自然・文化的価値を高めるとともに、石垣市民と観光客が共に生きる、持続可能でより良い地域社会形成に向けた観光の振興を図る。

税収使途の方針

- (1) 石垣島を拠点とする、観光客の滞在価値向上に資する取組み
 - (2) 住民と観光客が石垣島の暮らしを共に守り育む取組み
 - (3) 石垣島の観光を支える人々の働く魅力の向上に資する取組み
- ＋税の啓発徴収に係る経費等
- 【観光客】→住民・従事者へ
【住民・観光客】
【住民・従事者等】→観光客へ

課税客体

- ・ 旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業、国家戦略特別区域法第13条第5項に規定する認定事業並びに住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に係る施設（以下「宿泊施設」という。）における宿泊

納税義務者

- ・ 石垣市内の宿泊施設における宿泊者

課税標準

- ・ 1人1泊当たりの宿泊料金

課税免除

- (1) 学校教育法第1条に規定する学校が実施する修学旅行に参加しているもの又はこれらの者を引率する者
- (2) 学校に相当する外国の教育施設等が石垣市に所在する学校の学生等と交流を行うことを目的に実施する旅行に参加しているもの又はこれらの者を引率する者

税率

- ・ 定率1.2%（ただし、税額1,200円を上限とする）
※沖縄県が併せて宿泊税を課す場合、県税：定率0.8%（ただし、税額800円を上限とする。）
→県税、市税を併せると、定率2.0%（ただし、税額2,000円を上限とする。）

定率か定額か

- 【定額制】宿泊人数の増加に応じて税収が増加、【定率制】宿泊単価の上昇に応じて税収が増加
- ・ 定率方式は、宿泊業界の価格変動に対して柔軟に対応可能。
 - ・ 定額方式は、税収は宿泊数値と連動しており、宿泊数値が増加しなければ、税収の増加も見込めない。宿泊者数を増やすためベッド数をさらに増やす方向へ進めば、人手不足という問題が起こる可能性がある。
 - ・ 宿泊費に比例して税収の増加が見込まれる定率性は、「観光の質を重視する」という考え方と非常に親和性が高いと考えられる。
 - ・ 定率方式を採用する場合、税収増に向けて、宿泊者の消費単価向上が課題となる。

税収規模試算額

- ・ 5.2億円(市税) ※市税＋県税の合計8.6億円

報奨金

- ・ 導入当初5年間は、特例として3.0%、それ以降は2.5%
※税を徴収する宿泊施設への手数料

沖縄県の宿泊税制度に関するパブリックコメント
募集期間 2024年12月20日から2025年1月20日
<https://www.pref.okinawa.jp/kensei/kochokoho/1014932/1014936/1028448/1032154.htm>

5 宿泊税の使途事業[案]

- ✓ 宿泊税の使途の柱は3つ。石垣市の観光の将来像に加え、産業政策の視点を意識して対象を明示。
- ✓ 事業の具体化にあたっては、他の対象にも好影響をもたらすかなども考慮して決定する。

税の目的

八重山諸島の玄関口である石垣島の優れた自然・文化的価値を高めるとともに、石垣市民と観光客が共に生きる、持続可能でより良い地域社会形成に向けた観光の振興を図る。

使途事業イメージ



使途事業の具体的な内容、優先順位、税収の充当額(配分)等は、令和7年度に検討

6 ガバナンス[案]

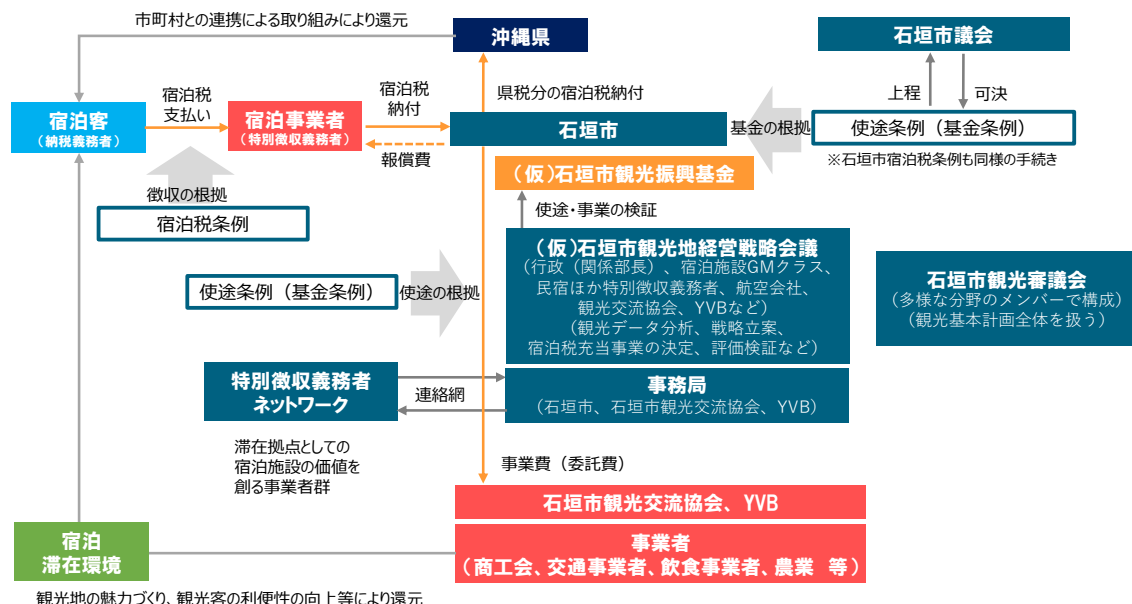
- ✓ 石垣市の宿泊税を適切に運用してくために、宿泊税条例に加えて、使途基金条例を制定する。
- ✓ 観光地経営のための戦略会議を設置し、データ等に基づく使途事業の検討や事業評価を行う。

税の運用

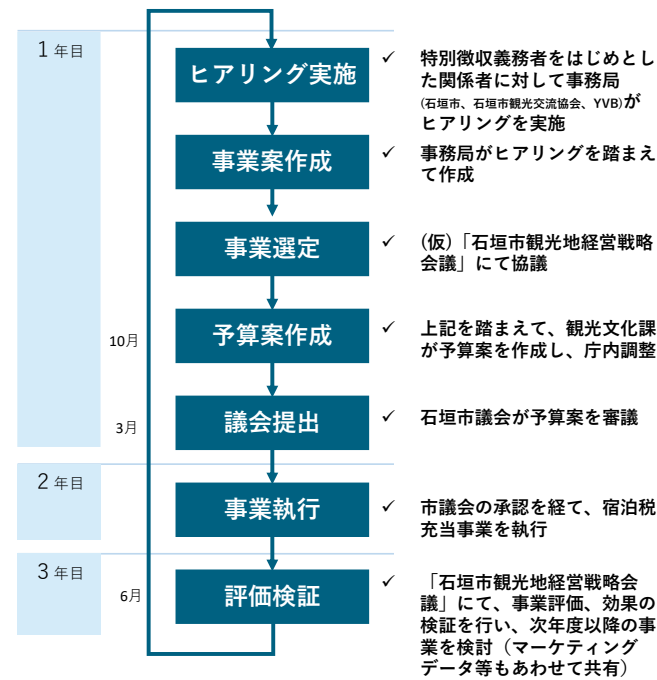
- ・ 宿泊税の徴収に係る条例(税条例)と、宿泊税の使途・管理・運用に係る条例(使途基金条例)を制定し、宿泊税の適切な運用を行う。
- ・ 宿泊税の徴収、基金化、使途事業の執行等の流れは以下の通り。
- ・ 市と地元関係団体で構成する「(仮)石垣市観光地経営戦略会議」を立ち上げ、前年度事業の検証と翌年度の使途を検討する。
- ・ 特別徴収義務者のネットワークを設ける。
- ・ 事務局は、石垣市観光文化課、石垣市観光交流協会、八重山ビクターズビューロ(YVB)が行う。

- ・ 使途決定のプロセス：事務局が毎年10月までに、関係者に対してヒアリングを行い、事業案を作成し、経営戦略会議で協議。その後、観光文化課が予算案を作成し、庁内調整の上、議会へ提出。承認された事業を執行し、評価検証を行う。
- ・ 導入後も、社会経済情勢の推移等を踏まえ、宿泊税に係る制度等について検証・検討を行い、その結果に基づいて措置を講ずる。

宿泊税の運用体制

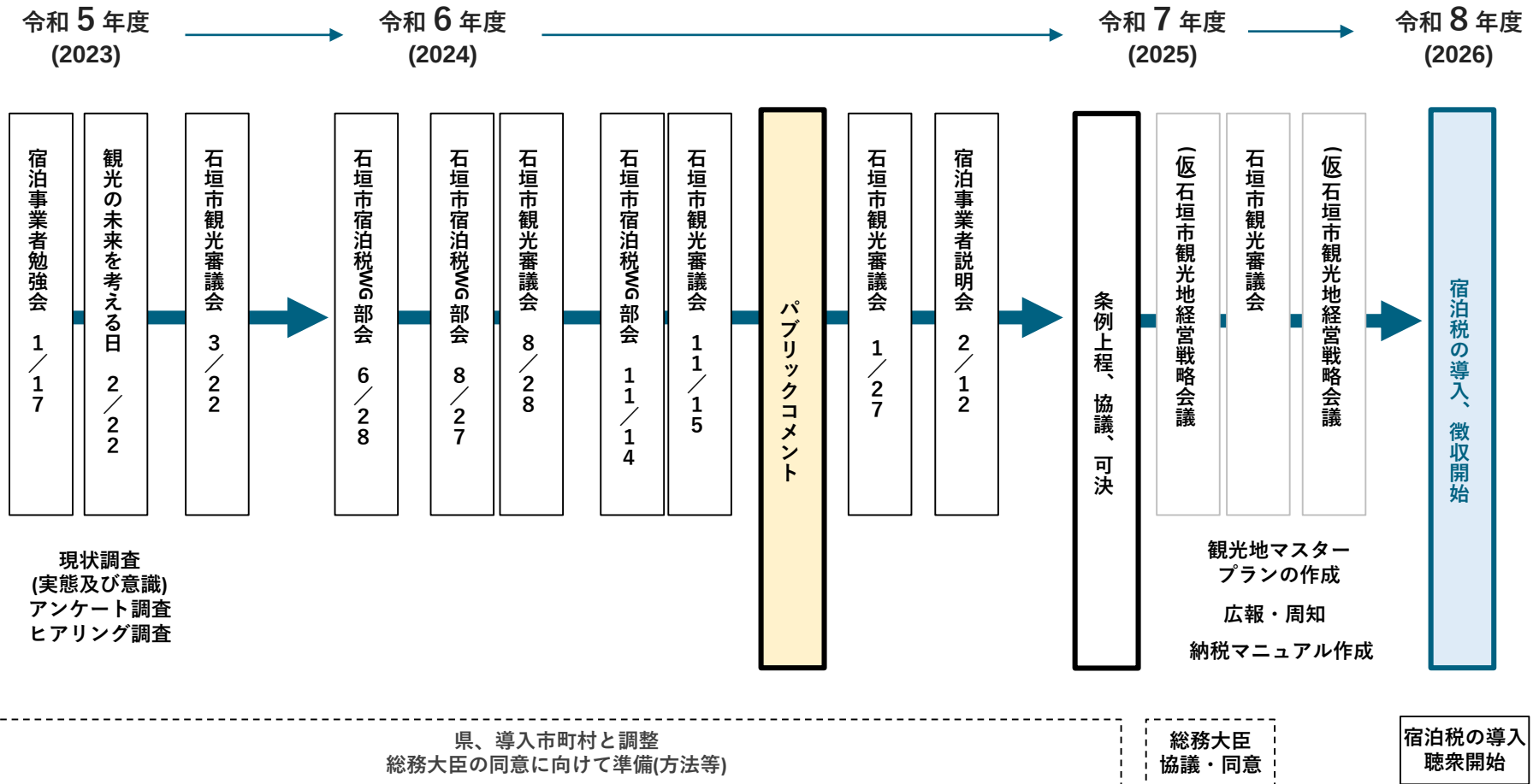


使途決定のプロセス



7 スケジュール

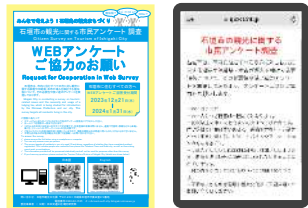
- ✓ 2023年度から石垣市では宿泊税に関する調査等を開始し、2026年度の導入を目指して、沖縄県と調整しながら進めている。



7 スケジュール

(参考) 石垣市としての宿泊税に関する考え、方針を整理するために、2023年度以降に以下を実施。

現状調査 2023/12～



【アンケート及びヒアリング】

- 観光客にも観光税などの金銭的負担を求める必要があるか
- 宿泊税を充当して実施していくべきと思う事業及びその具体的なイメージ

宿泊事業者勉強会 2024/1/17



- 趣旨説明
- 講義「観光地域づくりに関わる財源概論」

観光の未来を考える日 2024/2/22



- 講演3 自主財源論
- パネルディスカッション「観光財源と持続力を担保する財源使途及びガバナンス」

観光審議会 2024/3/22, 8/28, 11/15



- 宿泊税についての市の考えと今後の取組報告
- 石垣市の今後の観光戦略と財源について
- 制度設計と使途、ガバナンスについて

ワーキング部会 2024/6/28, 8/28, 11/14



- 独自財源の必要性
- 石垣市の今後の観光戦略と財源について
- 制度設計と使途、ガバナンスについて
- 特別徴収義務者向けのQ&A作成に向けて

石垣市における宿泊税に関するこれまでの議論、意見等を集約

パブリックコメント

石垣市としての宿泊税に関する制度設計(案)等を最終とりまとめ